

半田市保育園等公民連携更新計画 概要版

1 計画策定の趣旨

半田市における公立の保育園・幼稚園・こども園（以下、公立保育園等という。）を取り巻く環境は、各施設の設置から相当の期間が経過する中で、少子化、多様化する教育・保育ニーズ、低年齢児の待機児童対策、幼保一体化（認定こども園化）、施設老朽化等、多くの課題を抱えており、教育・保育環境の充実・整備が急務となっています。

このため、平成 30 年度に「半田市保育園等のあり方研究会」を設置し、有識者、保護者、事業者等と十分な意見交換を行い、幅広い教育・保育ニーズを把握したうえで、半田市保育園等公民連携更新計画の基本方針を取りまとめました。

こうして取りまとめた基本方針をもとに、質の高い教育・保育の提供と施設環境の充実・整備を図るため、「半田市保育園等公民連携更新計画」（以下、「計画」という。）を策定しました。

なお、本計画を半田市公共施設等総合管理計画の個別施設計画とし、整合性をもって施設の適正な維持管理を図ります。

2 対象施設

本計画は、半田市が保有する公立保育園等 21 園を対象とします。

3 計画期間

40 年後の人口推計等を見据えた長期方針を検討しつつ、各施設の築年数等を勘案し、全公立園の更新等のスケジュールを前期と後期に分け、本計画は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの前期 10 年間を計画期間とします。

なお、実施計画については、毎年度向こう 3 か年度の計画を作成し、具現化していくこととします。

4 課題のまとめ

教育及び保育ニーズ量の見通しや保育園施設の老朽化の現状、社会経済情勢の変化から質と量、財政面から公立保育園等が抱える課題を以下に整理します。

量の課題（ニーズ）

- 低年齢児保育、延長保育、特徴ある教育・保育、発達支援等、教育・保育ニーズが多様化しています。
- 低年齢児保育が不足傾向となっているため、待機児童対策が必要な状況です。
- 少子化の影響により 3～5 歳児の教育・保育ニーズ量が減少し、定員の見直しが必要です。

質の課題（施設）

- 公立保育園等は、老朽化・狭あい化が進行し、園児の安全確保のため毎年の修繕箇所が増加傾向となっています。
- 保護者の就労の有無に関わらず利用が可能な幼保一体化が進められており、認定こども園への移行が求められています。

財政面の課題

- 施設の老朽化に伴い、大規模改修及び建替えに係る費用が集中し、財政負担が増加することが予測されます。
- 公立は全ての市の財源であるのに対し、民間は国・県からの支援が受けられることを踏まえ、効率的な運営の検討が必要です。

公立保育園等の公民連携・更新の必要性

- 経営資源等の柔軟かつ効率的な運営が可能な民間事業者のノウハウを活かして、多様な教育・保育ニーズ（各園の独自性を活かした保育等）に対応し、保護者の選択の幅を広げるため、公立保育園等の「民営化」を推進します。
- 保護者の就労の有無によって区分されることなく、等しく教育・保育を受けることができ、また幼児（3～5 歳児）の減少が見込まれる今後においても、適正な定員規模での教育・保育が受けられるよう「認定こども園化」を推進します。
- 認定こども園化の際は、少子化への対応として、公立保育園と公立幼稚園の統合によるこども園化を視野に入れます。

5 民営化の基本方針

公立保育園等における民営化の必要性を踏まえ、本市における民営化の基本方針を以下に示します。

- 1.子どもの育ちを最優先とした理念の継承に加え、家庭相談等、子育て関連機関や児童相談所等の行政機関と連携した福祉の充実や、市全体の保育の質の向上等、公設公営の役割を考慮のうえ、将来は、各地域において公立・私立の教育・保育施設が偏りなく配置されるよう民営化を進めていきます。
- 2.民間事業者は、職員配置や財源の活用において、柔軟かつ効率的な運営が可能であるため、民営化の際には、低年齢児保育や延長保育等、保護者のニーズに対応した教育・保育の充実を図ります。
- 3.民営化する園の建設場所は、現施設の敷地もしくは、民間事業者から提案された自己所有地等とします。
- 4.民営化を行う際は、慣れ親しんだ環境の変化に伴う子ども達への影響を考慮し、期間を十分にとり引継ぎ保育を行うとともに、運営面でも教育・保育の質が向上するよう十分な引継ぎを行うこととします。また、市は保護者や地域に対して、可能な限り早期に情報提供や事前説明を丁寧に行い、理解が得られるように留意します。
- 5.民営化により、施設整備費・運営費において、国・県の補助金や交付金等を活用でき、市の負担を抑えられることから、待機児童対策や保育の質の向上を目的とした施策や療育環境の充実等の子育て支援施策の拡充を図ります。

6 公民連携の手法・形態

今後、経過年数や劣化状況等から建替えを選択する際の整備・運営手法は、以下のいずれかの手法を原則とします。

(1)公設公営の維持

- ・市が認定こども園として建替え又は大規模改修を行い、引き続き運営を行います。
- ・地域の基幹園として、私立園への研修の機会の提供などにより、市全体の教育・保育の質向上を図るとともに、家庭相談等、子育て関連機関や児童相談所等の行政機関と連携し、福祉の充実を図ります。
- ・特別な支援が必要な子どもや発達が気になる子どもに対する発達支援の充実を図ります。
- ・公設公営の場合、原則として施設整備費にも運営費にも国庫補助を受けられないため、全額が市の負担となり、財源確保が課題となります。

(2)民設民営への移行（民営化）

- ・民間事業者が運営を引き継ぎ、必要に応じて施設整備を行います。
- ・民営化の実施にあたっては、円滑に民間事業者の運営に移行するために実施基準を策定し、意見交換会等、保護者をはじめとした関係者の意見や要望を取り入れながら、民営化を進めていきます。

(3)民営化後の私立園への関わり

公立・私立ともに国や都道府県の定めた基準（保育室や園庭等の面積、設備、保育士配置、給食等）を満たし、共通の「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」に基づき教育・保育を展開しており、また、都道府県知事の認可施設であるため、定期的な都道府県の指導監査等（市が同行）により教育・保育の質の維持・向上が図られます。

公立園（市）は基幹園として、民間事業者に対し、研修の機会や各種情報を提供する等、市全体の教育・保育の質の向上を図るための支援を行う役割を担います。また、こども園化を希望する私立園に対しても、移行に向けた適切な支援を実施します。

7 今後の公立保育園等のあり方

公設公営のまま継続する公立保育園等は、原則として「認定こども園化」とします。公立保育園等は、単独もしくは近隣園との統合によりこども園化します。

公立保育園等の今後のあり方

1 子どもの育ちを最優先とした理念の継承

2 市全体の教育・保育の質の向上

3 行政機関と連携した福祉・教育の充実

8 園ごとの公民連携方針の検討

各地区（中学校区）に一定数の公立こども園を配置することを基本とし、公立として認定こども園化する園、民営化する園、統合する園を設定しました。また、建物のあり方については、民営化方針と更新等の手法検討を踏まえ、設定しました。

認定こども園化や民営化の時期は、施設老朽化の状況、地域事情や財政状況等を総合的に勘案し、効果的に実施していきます。本計画では前期10年間の更新等の計画を位置付け、実施計画については、毎年度向こう3か年度の計画を作成、具現化していきます。

■園ごとの公民連携方針の一覧

地区	園名	総合評価	方針	更新等の手法	時期
半田	岩滑こども園	既存こども園として存続	こども園	予防保全修繕	後期
	修農保育園	地区内のバランスから民営化	民営化	建替え	前期
	岩滑北保育園	地区内のバランスから民営化	民営化	建替え	前期
	東保育園	こども園化して存続	こども園	建替え	後期
	清城保育園	地区内のバランスから民営化	民営化	建替え	前期
	半田幼稚園	こども園化して存続	こども園	建替え	後期
乙川	平地保育園	地区内のバランスから民営化	民営化	建替え	前期
	乙川保育園	こども園化して存続	こども園	大規模改修	後期
	乙川幼稚園	こども園化して存続	こども園	予防保全修繕	後期
	横川保育園	地区内のバランスから民営化	民営化	建替え	後期
亀崎	高根保育園	地区内のバランスから民営化	民営化	建替え	前期
	有脇保育園	こども園化して存続	こども園	建替え	前期
	亀崎幼稚園	こども園として存続	こども園	予防保全修繕	後期
成岩	葵保育園	こども園化して存続（統合）	こども園（統合）	大規模改修	後期
	宮池幼稚園				
	白山保育園	地区内のバランスから民営化	民営化	建替え	後期
	協和保育園	こども園化して存続（統合）	こども園（統合）	建替え	前期
	成岩幼稚園				
青山	板山こども園	既存こども園として存続	こども園	建替え	後期
	花園保育園	地区内のバランスから民営化	民営化	建替え	前期
	花園幼稚園	こども園化して存続	こども園	大規模改修	後期

なお、市全体のバランスを検討する必要があることから、本計画期間（＝前期）内には実施しない後期分の対象施設（グレー着色行）も含めて現時点での方針を示しています。事業が進捗して計画を見直す際には、今後の少子高齢化や社会情勢の変化に応じ、下記の方針についても再度検討することとし、民営化の形態等においても個別計画で定めることとします。

9 標準的な移行スケジュール

民営化を実施する場合には、保護者や地域住民等、関係者への説明を丁寧に行い、個別計画の策定、民間事業者の公募、新園舎の設計・工事（その間に旧園舎での引継ぎ保育の実施）、実際の移管までに概ね3年程度の期間を見込んでいます。また、こども園化を実施する場合には、個別計画の策定、設計、工事、実際の統合までに3年程度の期間を要すると見込んでいます。

【標準的な移行スケジュール】

	3年前	2年前	1年前	目標年度
民営化	<ul style="list-style-type: none"> ○個別計画策定 ○関係者説明 ○法人募集・決定 (以後随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ○設計 ○認可準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事 ○引継ぎ保育(旧) 	<ul style="list-style-type: none"> ●民営化
こども園化 (統合)	<ul style="list-style-type: none"> ○個別計画策定 ○関係者説明 ○以後随時 	<ul style="list-style-type: none"> ○設計 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事 	<ul style="list-style-type: none"> ●こども園化 ○跡地活用・処分 ○解体(旧) (統合・廃止)